

各位

志布志市税務課長

納付書保管袋の廃止について

かねてから本市の税務行政に対し、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて表題の件につきまして、昨今の納税手段の多様化や口座振替の普及等のため、令和8年度限りで納付書保管袋を廃止することとしましたので、お知らせします。

つきましては、事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、この機会にぜひ口座振替への切り替えもご検討ください。

なお、各納期限につきましては、引き続き市のホームページで確認が出来ますので、ご利用ください。

令和8年度 市税等納期限一覧表

納期限までの納付をお願いします。

	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	納期限	口座振替日
4月				第1期	第1期	第1期	4月30日(木)	4月27日(月)
5月	第1期		全期				6月1日(月)	5月25日(月)
6月		第1期		第2期	第2期	第2期	6月30日(火)	6月25日(木)
7月	第2期			第3期	第3期	第3期	7月31日(金)	7月27日(月)
8月		第2期		第4期	第4期	第4期	8月31日(月)	8月25日(火)
9月	第3期			第5期	第5期	第5期	9月30日(水)	9月25日(金)
10月		第3期		第6期	第6期	第6期	11月2日(月)	10月26日(月)
11月	第4期			第7期	第7期	第7期	11月30日(月)	11月25日(水)
12月		第4期		第8期	第8期	第8期	12月25日(金)	12月25日(金)
1月				第9期	第9期	第9期	2月1日(月)	1月25日(月)
2月				第10期	第10期	第10期	3月1日(月)	2月25日(木)
3月	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の随期がある場合があります。						3月31日(水)	3月25日(木)

バーコードが印刷されている納付書は、コンビニエンスストアでも使用することができます。ただし、納期限(使用期限)を過ぎているもの、金額が30万円を超えているもの、金額を訂正しているもの等は、コンビニエンスストアでは使用することができません。

【問合せ先】

志布志市役所 志布志庁舎  
税務課 納税グループ 米山  
電話 099-472-1111 (内線 213)  
FAX 099-472-1336